

# 林野火災注意報・警報

の運用を開始しました

発令時は**火の使用**が**制限**されます

	林野火災注意報	林野火災警報
発令基準	次のいずれかに該当する場合 ◆ 合計降水量が前3日間1mm以下かつ前30日間30mm以下の場合 ◆ 合計降水量が前3日間1mm以下かつ気象台から乾燥注意報が発表された場合	◆ 林野火災注意報の発令基準に加え、気象台から強風注意報が発表された場合
	当日の気象状況等によって発令しない場合があります。	
火の使用制限	◆ 山林、原野等において火入れをしないこと。 ◆ 煙火（花火）を消費しないこと。 ◆ 屋外において火遊び又はたき火(※)をしないこと。 ※裏面参照 ◆ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。 ◆ 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火の粉を始末すること。	
罰則	努力義務（罰則無し）	30万円以下の罰金又は拘留
対象期間	毎年1月1日から5月31日までの間（大規模林野火災の多発期）	
対象地域	長野市（都市計画法第7条の市街化区域を除く）、信濃町、飯綱町、小川村 ※都市計画法第7条の市街化区域については、長野市ホームページをご覧ください。	
発令広報	同報無線屋外スピーカー、消防車両等による巡回 長野市ホームページ	

この運用は、全国的に発生している大規模な林野火災を受けて、森林や住民の方の生命及び財産を守るために、開始したものです。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。



◀ 市ホームページ

**長野市消防局**  
Nagano City Fire Department

問合わせ先  
TEL 026-227-8001

# 火の使用制限の対象となるたき火の例

農業上の野焼き



かまど



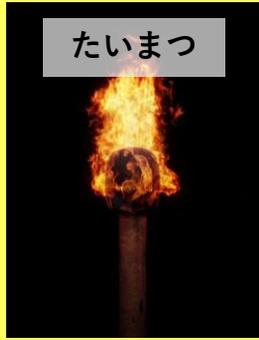
キャンプ  
ファイヤー



どんど焼き



たいまつ



たき火



## たき火から除外されるもの



バーベキューコンロ、七輪、ガス器具等を、使用方法に従い使用する場合は制限の対象になりません。ただし、炎が上がり、かつ火の粉が飛散する場合で、火災危険が生じる時は、制限の対象となります。

## 屋外での火の使用時は林野火災に注意！！

林野火災の多くは、たき火、火入れ、たばこなどから発生しています。林野火災注意報・警報が発令されていない場合でも、屋外で火を使うときは、次のことを気を付けましょう。

周囲に燃えやすい  
ものがないことを  
確認

消火用の  
水を準備

火から目を  
離さない

使用後は  
完全に消火

たばこの  
投げ捨てはしない

乾燥・強風の日は火を使わない

乾燥や強風等で火災発生の危険が高い場合には、林野火災注意報・警報が発令されるため、火の使用制限が生じます。



## 消防署への届出について

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

火災と見間違えるような「煙」「火災」が出る行為を行う場合は、消防署への届出が必要です。

たき火に該当する行為もこの届出の対象となりますので、事前に届出をお願いいたします。

届出をされている場合も、林野火災注意報・警報が発令時には火の使用制限の対象となります。

## 発令・解除のお知らせ通知

林野火災注意報・警報の発令・解除の通知をメール等で受け取ることができます。

詳しくは市のホームページでご案内していますので、こちらからご欄ください▶

